

京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(相談員の責務等)</p> <p>第10条 相談員は、教職員又は学生等(以下「相談者」という。)から相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び当該相談者に対し、必要な指導又は助言を行う。</p> <p>2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は担当副学長に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は担当副学長に報告するものとする。</p> <p>第4 ハラスメントに起因する問題の解決の手續等</p> <p>(調査)</p> <p>第11条 前条第2項の報告を受けた部局の長は、相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について、当該部局の定めるところ</p>	<p>(相談員の責務等)</p> <p>第10条</p> <p>2</p> <p>(同左)</p> <p>第4 ハラスメントに起因する問題の解決の手續等</p> <p>(調整)</p> <p><u>第10条の2 前条第2項の報告を受けた部局の長は、相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について和解のための調整(以下「調整」という。)を希望するときは、和解案を作成のうえ、当事者に提示し、調整を行う。</u></p> <p><u>2 部局の長は、当該ハラスメントの内容等に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、当該関係する部局(以下「関係部局」という。)の長に対し、調整への協力を求めることができる。</u></p> <p><u>3 和解案を提示した日から3か月を経過する日までに当事者による合意が得られない場合、和解が明らかに不可能であると認める場合又は相談者が和解の希望を取り下げの場合は、部局の長は、調整を終了することができる。この場合において、部局の長は、その決定後速やかに、相談者に対し、調整を終了する旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 部局の長は、当事者の意思を尊重し、誠実に調整を行わなければならない。</u></p> <p>(調査)</p> <p>第11条 <u>第10条第2項の報告を受けた部局の長は、相談者が当該相談等をしたハラスメントに起因する問題について、当該部局の定めるところ</u></p>

改正前	改正後
<p>ろにより、関係者からの事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）を行う必要があると認めるときは、部局の人権委員会(京都大学人権委員会規程(平成16年達示第147号)第6条に定めるものをいう。以下同じ。)に調査を行わせる。</p> <p>2 <u>前条第2項の報告を受けた部局の長は、当該ハラスメントの内容等に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、当該関係する部局（以下「関係部局」という。）の長に対し、調査への協力を求め、又は当該部局の人権委員会に必要な調査の実施を依頼することができる。この場合において、関係部局の長は、当該部局の定めるところにより人権委員会に調査を行わせ、その結果を当該依頼をした部局の長に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第2項の報告を受けた部局の長は、調査を実施するか否かを遅滞なく当該相談者に通知するものとする。</u></p> <p>4 (略) (中略) (不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、担当副学長、部局及び学系等の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。 (後略)</p>	<p>ろにより、関係者からの事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）を行う必要があると認めるときは、部局の人権委員会(京都大学人権委員会規程(平成16年達示第147号)第6条に定めるものをいう。以下同じ。)に調査を行わせる。</p> <p>2 部局の長は、当該ハラスメントの内容等に他の部局に所属する者が関係する場合において必要と認めるときは、<u>関係部局の長</u>に対し、調査への協力を求め、又は当該部局の人権委員会に必要な調査の実施を依頼することができる。この場合において、関係部局の長は、当該部局の定めるところにより人権委員会に調査を行わせ、その結果を当該依頼をした部局の長に報告するものとする。</p> <p>3 <u>第10条第2項の報告を受けた部局の長は、調査を実施するか否かを遅滞なく当該相談者に通知するものとする。</u></p> <p>4 (同左)</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、担当副学長、部局及び学系等の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る<u>調整及び調査</u>への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>